

和光市告示第 2 6 1 号

和光市広沢複合施設整備・運営事業者審査委員会設置要綱を次のように定める。

平成 2 9 年 1 2 月 2 7 日

和光市長 松本 武洋

和光市広沢複合施設整備・運営事業者審査委員会設置要綱
(設置)

第 1 条 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 1 1 年法律第 1 1 7 号）第 8 条第 1 項の規定による広沢複合施設整備・運営事業（以下「本事業」という。）を行う者（以下「事業者」という。）の選定に当たり、同法第 1 1 条第 1 項の規定に基づき、競争性及び公正性を確保し、客観的な審査及び評価を行うため、和光市広沢複合施設整備・運営事業者審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。
(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 事業者の募集の要項を検討すること。
- (2) 事業者の選定の基準を検討すること。
- (3) 事業者の募集に応募した者（以下「応募者」という。）を審査し、及び評価すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、事業者の選定に当たり市長が必要と認めること。

(組織等)

第 3 条 委員会は、委員 7 人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 建築に関する専門的な知識経験を有する者
 - (2) 児童福祉に関する専門的な知識経験を有する者
 - (3) 金融に関する専門的な知識経験を有する者
 - (4) 市民協働に関する知識経験を有する者
 - (5) 官民連携手法に関する専門的な知識経験を有する者
 - (6) 企画部長
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者
- 2 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員のうちから市長が指名する者をもってこれに充てる。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、

その職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、市長が委嘱し、又は任命した日から市長が本事業の事業者を選定した日までとする。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員長及び副委員長が選出されていないときは、市長が行う。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議への出席、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

5 会議は、非公開とする。

(委員の責務)

第6条 委員は、公平かつ公正に応募者の審査及び評価を行わなければならない。

2 委員は、直接であると間接であるとを問わず、事業者の募集に応募しようとする者及び応募者並びにその関係者と接触してはならない。

3 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、企画部資産戦略課において処理する。

(委任)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

1 この告示は、公布の日から施行する。

2 この告示は、市長が本事業の事業者を選定した日限り、その効力を失う。